

県N第 179号

平成15年12月24日

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会

申請者 小野 由美子 様

静岡県知事 石川嘉延



特定非営利活動法人の設立認証について

平成15年9月29日付けで申請のあった特定非営利活動法人富士市のごみを考える会の設立について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定に基づき認証します。

県N第 179 号の2

平成15年12月24日

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会

申 請 者 小 野 由美子 様

静岡県生活・文化部長 後藤 和英



特定非営利活動法人の設立認証について（通知）

平成15年9月29日付けで申請のあった特定非営利活動法人富士市のごみを考える会の設立について、別紙のとおり認証されたので通知します。

なお、次の事項に留意されるよう念のため申し添えます。

- 1 組合等登記令第3条の規定により、2週間以内に法人設立の登記をすること。
- 2 当該登記が完了したときは、登記簿謄本を添えて、設立登記完了届出書を富士県行政センター又はNPO推進室に1部提出すること。
- 3 閲覧用の書類として、定款、設立当初の財産目録及び登記簿謄本の写しを富士県行政センター又はNPO推進室に2部提出すること。
- 4 事業報告書等が作成されるまでの間、設立当初の財産目録を事務所に備え置くこと。

担当 NPO推進室

電話 054-274-2995